

【湯浅町の給与・定員管理等について】

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (29年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
28年度	12,500	6,848,947	187,636	905,605	13.2	13.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

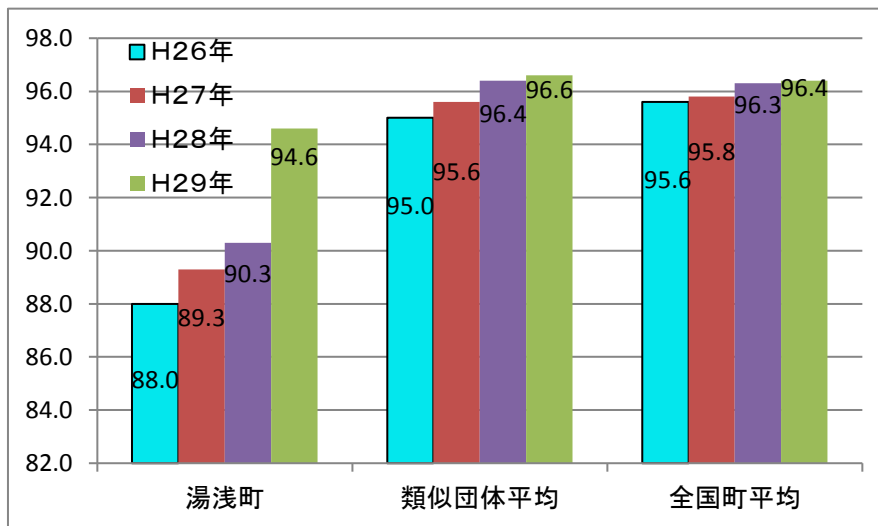
区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	118	375,544	49,372	139,254	564,170	4,781

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成28年4月1日現在の普通会計決算の人数です。

※普通会計決算の人数とは、全職員数から水道、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療関係職員を除いた人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※平成29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

給与削減措置が終了したため。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【給料表の改定実施時期】平成27年4月1日

【内容】一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げた。激変緩和として、平成30年3月31日までの3年間の経過措置(減給補償)を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(29年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
湯浅町	41.9 歳	282,400 円	323,363 円	301,511 円
和歌山県	43.6 歳	331,927 円	410,367 円	371,964 円
国	43.6 歳	330,531 円	— 円	410,719 円
類似団体	41.2 歳	303,086 円	348,163 円	328,696 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似団体	平均年齢	平均給与月額 (B)	
湯浅町	49.0 歳	5 人	331,500 円	339,460 円	336,100 円	—	—	—	—
うち用務員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち清掃職員	49.0 歳	5 人	331,500 円	339,460 円	336,100 円	廃棄物処理業	46 歳	293,000 円	1.16
うち学校給食員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
その他技能労務職	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
和歌山県	55.8 歳	38 人	332,843 円	360,816 円	352,620 円	—	—	—	—
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	— 円	328,360 円	—	—	—	—
類似団体	51.2 歳	5 人	294,537 円	312,650 円	304,943 円	—	—	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

③ 税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
湯浅町	39.3 歳	287,400 円	371,358 円	314,085 円
国	43.1 歳	364,107 円	— 円	440,286 円
類似団体	38.9 歳	291,223 円	354,792 円	314,152 円

④ 看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
湯浅町	39.3 歳	269,300 円	307,782 円	278,965 円
国	46.9 歳	314,870 円	— 円	349,161 円
類似団体	41.7 歳	303,001 円	346,402 円	316,354 円

⑤ 福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
湯浅町	41.4 歳	276,600 円	286,184 円	284,717 円
国	42.6 歳	332,102 円	— 円	385,159 円
類似団体	39.0 歳	280,041 円	302,735 円	291,626 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況(29年4月1日現在)

区分		湯浅町	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	178,200 円	184,800 円	178,200 円
	高校卒	146,100 円	150,500 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	146,100 円	148,200 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(29年4月1日現在)

区分		10年以上15年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	259,800 円	367,800 円	— 円
	高校卒	212,600 円	315,200 円	347,700 円
区分		15年以上20年未満	25年以上30年未満	35年以上
技能労務職	高校卒	— 円	326,500 円	343,600 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

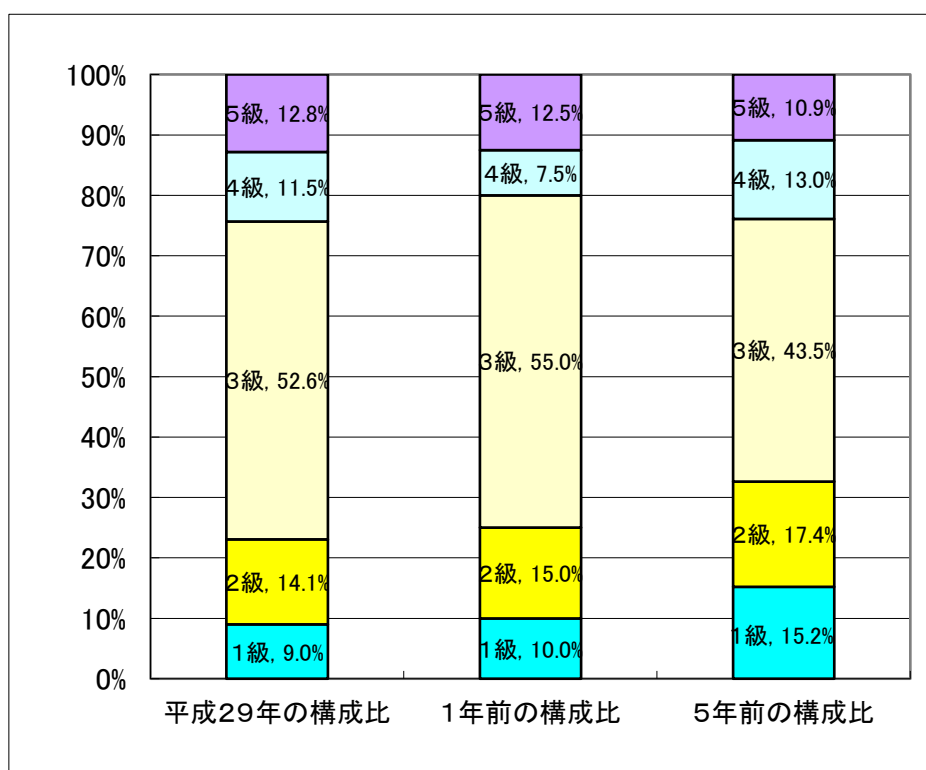
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(29年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	課長・事務局長・会計管理者	10 人	11.5%	287,100	392,200
4級	副課長	9 人	10.3%	261,100	380,200
3級	係長・主任・主査	41 人	47.1%	227,900	349,200
2級	主事	11 人	12.6%	191,700	303,400
1級	主事	7 人	8.0%	141,600	246,600

(注) 1 湯浅町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務を表しています。



(2)昇給への人事評価の活用状況(湯浅町)

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

級別職員数等の状況

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)
行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事又は技師の職務 2 保育士の職務	15	11.2%	主事	7	79	59.0%	係員級
				技師	2			
				保育士	6			
				計	15			
2級	1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う保育士の職務	17	12.7%	主事	11	28	20.9%	係長級
				技師	3			
				保育士	3			
				計	17			
3級	1 係長の職務 2 保育所副所長の職務 3 給食センター次長の職務 4 主任又は主任保育士の職務 5 主査又は主査保育士の職務 6 専門員の職務	75	56.0%	係長	24	15	11.2%	副課長級
				保育所副所長	4			
				給食センター次長	0			
				主任	1			
				主査技師	4			
				主査	35			
				主査保育士	6			
				専門員	1			
				計	75			
4級	1 副課長の職務 2 総合センター次長の職務 3 人権推進室長の職務 4 水道事務所次長の職務 5 給食センター長の職務 6 教育委員会副次長の職務 7 教育委員会指導主事の職務 8 保育所長の職務	15	11.2%	副課長	7	12	9.0%	課長級
				総合センター次長	0			
				人権推進室長	0			
				水道事務所次長	1			
				給食センター長	1			
				教育委員会次長補佐	1			
				教育委員会指導主事	2			
				保育所長	3			
				計	15			
5級	1 課長の職務 2 会計管理者の職務 3 総合センター長の職務 4 水道事務所長の職務 5 教育委員会次長の職務 6 議会事務局長の職務	12	9.0%	課長	7	0	0.0%	
				会計管理者	1			
				総合センター長	1			
				水道事務所長	1			
				教育委員会次長	1			
				議会事務局長	1			
				計	12			
6級	1 困難な業務を行う課長の職務	0	0.0%	課長	0			
				計	0			
合計		134						

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

湯浅町		和歌山県		国	
1人当たりの平均支給額(28年度) 1,273 千円		1人当たりの平均支給額(28年度) 1,645 千円		—	
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.8) 月分		(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.8) 月分		(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.8) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 役職加算 5%~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 役職加算 5%~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 役職加算 5%~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

現在は勤勉手当への勤務実績の反映は行っていない。勤務成績評価の制度化に向けた取り組みを実施中です。

(2) 退職手当(29年4月1日現在)

湯浅町			国		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.590 月分	勤続35年	41.325 月分	49.590 月分
最高限度額	49.590 月分	49.590 月分	最高限度額	49.590 月分	49.590 月分
その他加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~20%加算 (退職時特別昇給 なし)			その他加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~45%加算 (退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額 9,082 千円 20,089 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当

支給実績(28年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)28年度		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症患者訪問手当	感染症患者の家庭を訪問し、保健指導する職員	保健業務他	従事した日1日 1,000円~2,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	22,367 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	233 千円
支給実績(27年度決算)	18,693 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	203 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、 配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から22歳の子 5,000円加算	同じ		11,310 千円	174,000 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超 える家賃を支払っている職員(借 家) 最高27,000円	同じ		4,028 千円	191,810 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機 関を利用し、あるいは交通用具を使 用して通勤している職員 1 交通機関 限度額 55,000円 2 交通用具 限度額 24,500円	同じ		4,010 千円	58,116 円
管理職手当	課長級職員 30,000円 (平成28年6月まで27,000円) 副課長級職員 20,000円 (平成28年6月まで18,000円)	異なる	管理又は監 督の地位にあ る職員に職務 の級及び支給 区分に応じて 定額を支給	6,203 千円	258,458 円

5 特別職の報酬等の状況(29年4月1日現在)

区分		給料月額等		
	町長	650,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 最高 855,000円 最低 550,000円	
	副町長	560,000 円	最高 680,000円 最低 476,000円	
	教育長	520,000 円		
報酬	議長	280,000 円	最高 408,000円 最低 218,000円	
	副議長	235,000 円	最高 340,000円 最低 174,000円	
	議員	220,000 円	最高 320,000円 最低 155,000円	
期末手当	町長 副町長 教育長	(平成28年度支給割合) 2. 6月分(6月期 1. 225月分、12月期 1. 375月分) × (給料月額 + 給料月額 × 35%)	役職加算	
	議長 副議長 議員	(平成28年度支給割合) 2. 6月分(6月期 1. 225月分、12月期 1. 375月分) × (給料月額 + 給料月額 × 35%)	役職加算	
退職手当	町長	(算定方式) 65万円 × 在職月数 × 0.433	(1期の手当額) 13,509,600円	(支給時期) 任期毎
	副町長	56万円 × 在職月数 × 0.258	6,935,040円	任期毎
	教育長	52万円 × 在職月数 × 0.208	5,191,680円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

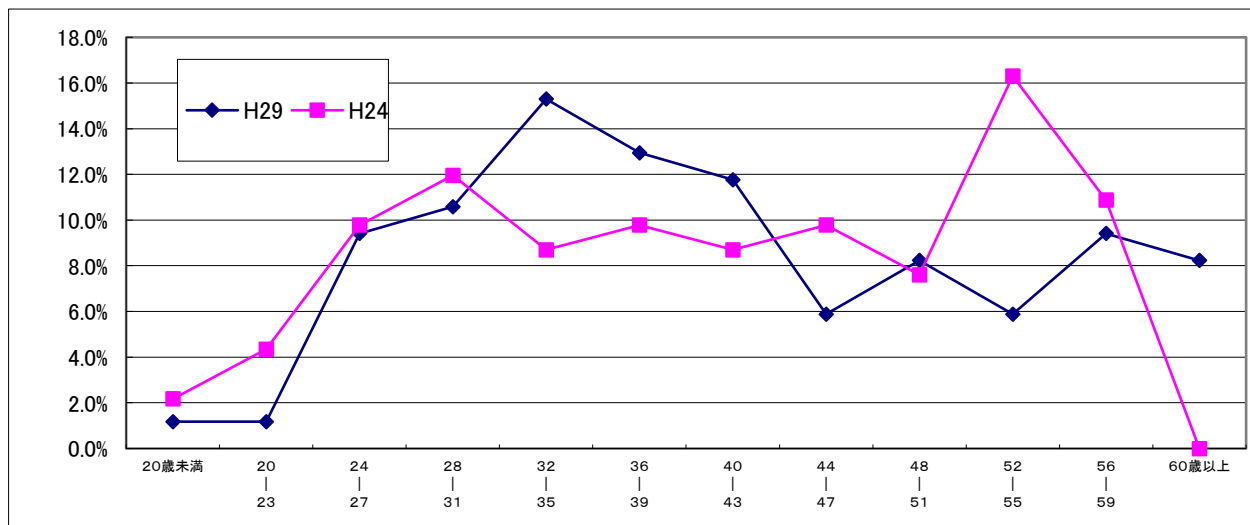
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成28年	平成29年			
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	2	2	0	育児休業者・休職者を総務課付けにしたため(2) 育児休業者を総務課付けにしたため(▲1) 休職者を総務課付けにしたため(▲1) 人事異動に伴う職員減(▲1)
		総務	30	32	2	
		税務	6	5	-1	
		農水	7	6	-1	
		商工	4	3	-1	
		土木	8	8	0	
		民生	33	33	0	
		衛生	13	12	-1	
	計	103	101	-2		
	教育部門	15	14	-1	人事異動に伴う職員減(▲1)	
小計	118	115	-3			
公営 企業 等 計 部門	水道	6	6	0	業務内容の充実による職員増(1) 介護保険事業の制度改正に伴う職員増(1)	
	下水道	0	0	0		
	その他	11	13	2		
	小計	17	19	2		
合計		135	134	-1		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員です。

(2) 年齢別職員構成の状況(29年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	1人	1人	8人	9人	13人	11人	10人	5人	7人	5人	8人	7人	85人

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況 ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A
	千円	千円	千円	%
28年度	277,117	-31,805	56,183	20.3

区分	職員数 A	給与費				一人あたり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	6	22,084	1,208	5,445	28,737	4,790

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
湯浅町	51.5	316,972	425,042

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

湯浅町	
1人当たり平均支給額(28年度)	907 千円
(28年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45 月分)	勤勉手当 1.70 月分 (0.80 月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%・10%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(29年4月1日現在)

湯浅町		
支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.590 月分
最高限度額	49.590 月分	49.590 月分
その他加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		
(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	1,128 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	282 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

エ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、 配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から22歳の子 5,000円加算	同じ		738 千円	246,000 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円 を超える家賃を支払っている 職員(借家) 最高27,000円	同じ		258 千円	258,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交 通機関を利用し、あるいは交通用 具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額 55,000円 2 交通用具 限度額 24,500円	同じ		123 千円	30,750 円
管理職手当	課長級職員 30,000円 (平成28年6月まで27,000円) 副課長級職員 20,000円 (平成28年6月まで18,000円)	異なる	管理又は監督の 地位にある職員 に職務の級及び 支給区分に応じ て定額を支給	585 千円	292,500 円